

○三鷹市みたかジュニアビレッジ事業運営費補助金交付要綱

令和3年4月30日

施行

(目的)

第1条 この要綱は、児童生徒への多様な学習機会の提供と学校を核とした地域づくりの推進を図るため、みたかジュニアビレッジ事業を実施する者に対する補助金の交付に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「みたかジュニアビレッジ事業」(以下「補助対象事業」という。)とは、多様な地域団体等と連携しつつ、放課後において教育課程との関連を図りながら、児童生徒が実社会の中での主体的かつ実践的な取組を通じて、新たな価値や社会を創造していこうとする意欲や能力を養うとともに勤労観・職業観の涵養を図るものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、三鷹市内に主たる活動の拠点を有し、補助対象事業を実施する能力を持つ、次に掲げる要件を満たす法人その他の団体とする。

- (1) 三鷹市暴力団排除条例(平成24年三鷹市条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (2) 政治的又は宗教的活動を行うことを目的としていないこと。
- (3) 活動内容が公の秩序又は善良の風俗に反するものでないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象とする経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業を行うために直接必要とする経費であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、補助対象事業を行うに当たり、国庫支出金、東京都支出金及び市負担金の収入を得るときは、当該収入の額を補助対象経費から控除する。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 消耗品費
- (4) 印刷費
- (5) 物品購入費
- (6) 会議費
- (7) 役務費
- (8) 委託料
- (9) 使用料及び賃借料
- (10) 工事請負費
- (11) 前各号に掲げるもののほか、補助対象事業に必要な経費で市長が認めるもの

2 補助対象経費は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までの間に支出されたものとする。

(補助金の交付上限額)

第5条 補助金の交付上限額は、当該年度の予算の範囲内において市長が別に定める額と、補助対象経費の合計額から補助対象事業による収入額を差し引いた額のいずれか少ない方の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体等は、三鷹市みたかジュニアビレッジ事業運営費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の概要が分かる書類(構成員の名簿、定款・規約、申請者の営む主な事業、申請者の資産及び負債に関する事項等)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及びその他の調査を行い、補助金を交付すべきものであると認めるときは、補助金の交付の決定をし、その旨を三鷹市みたかジュニアビレッジ事業運営費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請をした団体に通知しなければならない。

2 市長は、補助金を交付しないことに決定したときは、理由を付して三鷹市みたかジュニアビレッジ事業運営費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請をした団体に通知しなければならない。

3 第1項の補助金の交付の決定及び前項の補助金を交付しないことの決定に通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付の決定に当たって、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(補助金の請求及び受領)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、市長に請求書を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(事業内容の変更等に係る届出)

第10条 補助金の交付を受けた者で、補助対象事業の内容に著しい変更等が生ずるとき、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ書面により、その旨を市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第11条 補助金の交付を受けた団体は、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、みたかジュニアビレッジ事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 成果報告書
- (2) 収支決算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る収入及び支出を記載した帳簿、領収書その他市長の定める書類を当該補助金の交付の決定に係る会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、三鷹市みたかジュニアビレッジ事業運営費補助金交付額確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査等)

第13条 市長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第8条に規定する交付の条件又はこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。